

決算における都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（都市計画施設の整備に関する事業）及び土地地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

平成31年度は、都市計画事業及び過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還等の財源として活用しました。

都市計画税を納める人は、市内の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は100分の0.3です。

【歳入】 1款1項5目 都市計画税決算額 550,985千円

【歳出】 (単位：千円)

区分	事業費	財源内訳				うち都市計画税
		国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業（雨水分）	78,442	37,620	33,800	6,662	360	
地方債償還等	596,220	0	0	0	596,220	
一般会計分	441,907	0	0	0	441,907	
下水道事業会計分	59,308	0	0	0	59,308	
水道会計分	3,892	0	0	0	3,892	
一部事務組合分	91,113	0	0	0	91,113	
合 計	674,662	37,620	33,800	6,662	596,580	550,985